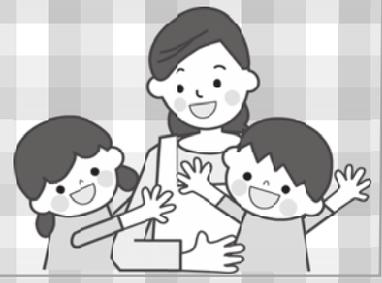


令和元年 10月1日からの 保育料無償化について



令和元年10月1日から幼児教育・保育にかかる利用料が無償化されます。無償化の対象となるのは以下のとおりです。詳細は、児童家庭課または学校教育課へお問い合わせください。なお、各園では在園児の保護者説明会を行う予定ですのでご利用ください。

○3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化されます。

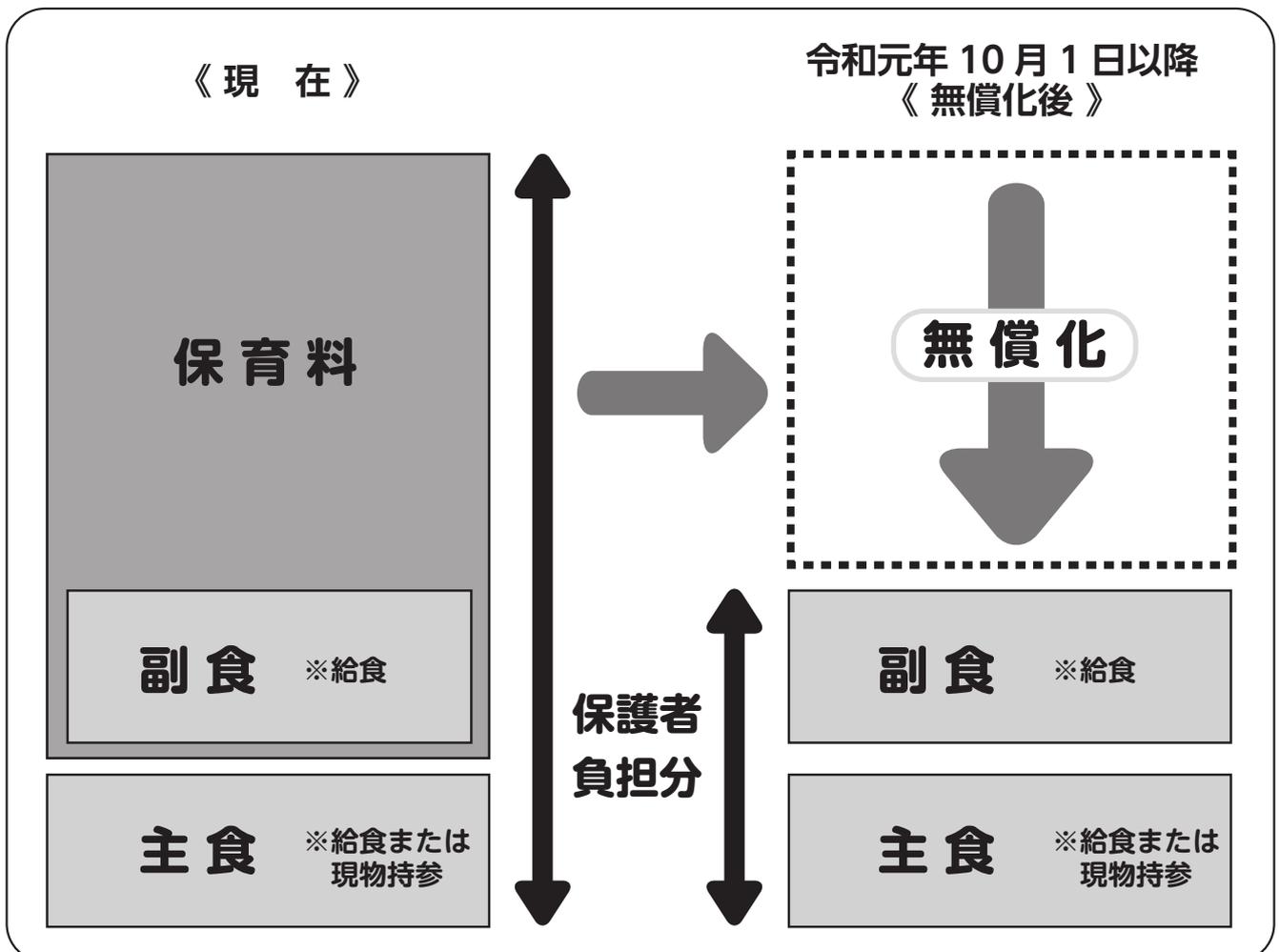
※ただし、「主食費・副食費」については、無償化の対象外であり、保護者の実費負担となりますので、10月1日以降については、各利用施設にお支払いいただきます。

(なお、年収360万円未満相当の世帯については、副食費が免除されます。)

○0歳から2歳までの子どもについては、無償化の対象外となりますので、これまで通りの利用料をお支払いいただきます。

(ただし、住民税非課税世帯については、利用料が無償化されます。)

<3歳～5歳児の保育料無償化にかかるイメージ図>



令和2年度 保育園・幼稚園入園申し込み説明会を開催します

令和2年度の入園申し込み説明会を下記の日程で開催します。来年4月より新たに入園を希望される保護者のみなさんは、いずれの説明会にも参加することができますので、都合の良い会場へお越しください。保育園（認定こども園含む）は、保護者が日中働いていたり、病気あるいは看病などの理由で、家庭で十分な保育ができない場合などに、保護者にかわってお子さんを保育する児童福祉施設です。入園に際しては条件がありますので、ぜひこの機会をご利用ください。

幼稚園（認定こども園含む）は、満3歳から小学校入学前までのお子さんを対象とした幼児教育を行う教育施設です。入園申し込みは直接園へ行っていただきますが、市への提出書類もありますので、あわせて説明を行います。



期 日	時 間	会 場
9月18日(水)	午後1時30分～	幼児教育センターやまびこ園（大和町島5327）
9月19日(木)	午後1時30分～	和良保育園（和良町宮地397-10）
9月20日(金)	午後1時30分～	明宝保育園（明宝畑佐192-13）
9月24日(火)	午後1時30分～	幼児教育センターみなみ園（美並町白山1271）
9月25日(水)	午後1時30分～	郡上市総合文化センター 2階和室（八幡町島谷207-1）
9月27日(金)	午後1時30分～	白鳥ふれあい創造館 交流ホール（白鳥町白鳥359-26）
9月30日(月)	午後1時30分～	たかす児童館《たかす保育園》（高鷲町大鷲1570-2）

☎ 健康福祉部児童家庭課（保育園関係） ☎ 67-1817
 教育委員会学校教育課（幼稚園関係） ☎ 67-1468

（開催日順）

福祉医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は、9月末で有効期限を迎えます。更新手続きが必要な人には、9月上旬までに通知しますので、同封の申請書に必要事項を記載のうえ、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課で9月30日（月）までに手続きをお願いします。なお、所得制限がありますので、助成対象者本人・配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合には助成対象となりません。このため、9月まで福祉医療費の助成が受けられた場合でも、10月から来年9月まで助成を受けられないことがありますので、あらかじめご了承ください。

更新の通知が届かない人で対象になるとと思われる人は、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課まで問い合わせください。

母子家庭等・父子家庭の福祉医療費受給者証更新については、有効期限の変更により、10月31日までの有効期限となります。変更に伴い、有効期限が10月末までの福祉医療費受給者証を郵送にて9月中にお送りする予定です。また、更新手続きについては、10月中の通知を予定しています。

注）扶養義務者…原則同一世帯の中で最も所得が高い人のことを指します。

名 称	対 象 者	所得制限	助成内容
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、その障がいの級が1級から3級までの人 療育手帳A、A1、A2、B1の交付を受けている人 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障がいの級が4級である人 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、その障がいの級が1級または2級の人 	有	医療保険適用分全額助成
母子家庭等医療費助成	母子家庭等の母及び18歳に達する日の属する3月31日までの児童、または父母のいない18歳に達する日の属する3月31日までの児童		
父子家庭医療費助成	父子家庭の父及び18歳に達する日の属する3月31日までの児童		

☎ 健康福祉部社会福祉課 ☎ 67-1811